



住宅防音工事の 事務手続き について



空気調和機器
機能復旧工事

南関東防衛局 企画部

住宅防音第2課



も く じ

空気調和機器機能
復旧工事

はじめに	1
A 住宅防音事業について	2
B 事務手続について	5
1 交付申込書	7
2 現地調査	9
3 内定通知書	9
4 交付申請書	10
5 交付決定通知書	11
6 工事の契約	11
7 着手報告書	14
8 遂行状況報告書	14
9 計画変更申請書	15
10 計画変更承認書	16
11 工事の完了	16
12 実績報告書	17
13 確定通知書	18
14 補助金の請求・支払	18

はじめに

このパンフレットは、住宅防音事業補助金交付申込書に併せて配付しているものです。

このパンフレットには、住宅防音工事（空気調和機器機能復旧工事）の手続きを進めるために必要な事項を記載していますので、ご一読願います。

また、交付申込書や添付書類などにより、住宅防音工事の補助対象となるかを国が審査いたします。

なお、場合によっては住宅防音工事の補助対象とならないことがありますので、ご注意願います。

注意

偽りの報告で不正に補助金の交付を受けた場合は、**補助金を返還**していただくこととなります。

例えば、住宅防音工事を実施していない部屋に設置してある機器を交換するなど、本来、機能復旧工事の対象とならない機器について補助金の交付を受けた場合は、これに当たります。

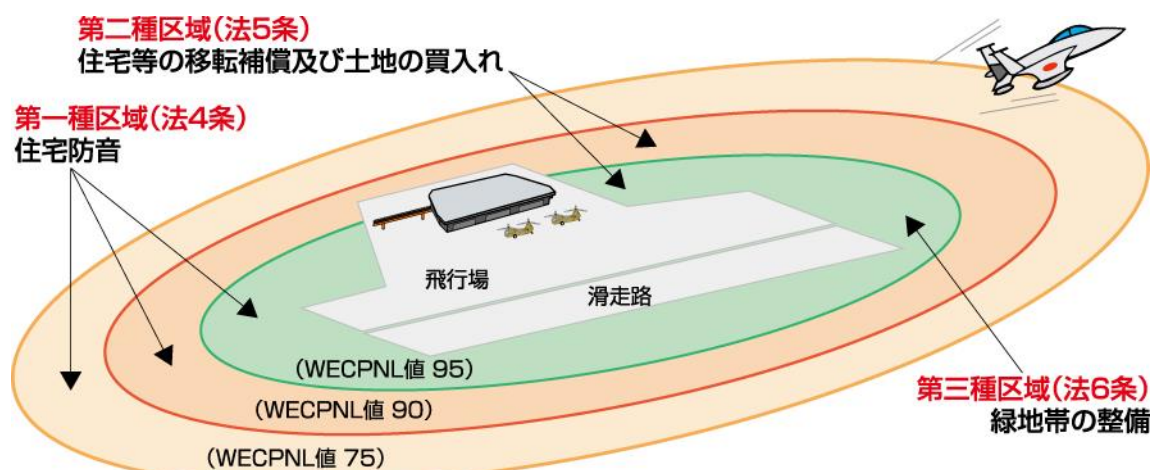
A 住宅防音事業について

A

住宅防音事業とは

住宅防音工事の対象区域（第一種区域）内に、指定される以前から所在している住宅の所有者や住民の皆様方が、航空機騒音による障害を防止し、又は軽減するために行う防音工事に対して、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）」の第4条などに基づき、行われる補助事業です。

住宅防音及び移転補償などの対象区域



【WECPNL】

■WECPNLとは「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」（加重等価継続感覚騒音レベル）の略です。Wと略して使用します。

■音響の強度（dB（A）デシベル）、ひん度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量（総暴露量）を1日の平均として総合的に評価するもので、ICAO（国際民間航空機構）で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位です。

■なお、「航空機騒音に係る環境基準について」の一部改正（平成25年4月1日）により、航空機騒音のうるささを表す単位が変更されたことから、今後の第一種区域等は新たな単位で指定することとしています。

住宅防音事業の種類

告示前 住宅防音事業	防衛大臣が指定する第一種区域に、区域指定される以前から所在している住宅が対象となります。
特定 住宅防音事業	第一種区域に所在する住宅のうち、下表に記載する区域及び期日に所在している住宅が対象となります。
告示後 住宅防音事業	第一種区域に所在する住宅のうち、下表に記載する区域及び期日に所在している住宅が対象となります。

飛行場周辺の対象となる住宅

（厚木飛行場）

第一種区域	告示前住宅防音事業の対象	特定住宅防音事業の対象	告示後住宅防音事業の対象
昭和54年9月5日に告示した区域 （防衛施設庁告示第18号）	昭和54年9月5日 までに建築された住宅	昭和54年9月6日から昭和61年 9月10日までに建築された住宅	平成18年1月の区域見直し によって指定した 85W以上の区域として 別に定める区域のうち、 昭和61年9月11日から 平成18年1月17日までに 建築された住宅
昭和56年10月31日に告示した区域 （防衛施設庁告示第19号）	昭和56年10月31日 までに建築された住宅	昭和56年11月1日から昭和61年 9月10日までに建築された住宅	
昭和59年5月31日に告示した区域 （防衛施設庁告示第9号）	昭和59年5月31日 までに建築された住宅	昭和59年6月1日から昭和61年 9月10日までに建築された住宅	
昭和61年9月10日に告示した区域 （防衛施設庁告示第9号）	昭和61年9月10日 までに建築された住宅		
平成18年1月17日に告示した区域 （防衛施設庁告示第1号）	平成18年1月17日 までに建築された住宅		

（浜松飛行場）

第一種区域	告示前住宅防音事業の対象	特定住宅防音事業の対象	告示後住宅防音事業の対象
昭和54年8月31日に告示した区域 （防衛施設庁告示第16号）	昭和54年8月31日 までに建築された住宅	昭和54年9月1日から昭和56年 7月18日までに建築された住宅	平成24年1月の区域見直し によって指定した 85W以上の区域として 別に定める区域のうち、 昭和56年7月19日から 平成3年7月18日までに 建築された住宅
昭和56年7月18日に告示した区域 （防衛施設庁告示第10号）	昭和56年7月18日 までに建築された住宅		
平成24年1月30日に告示した区域 （防衛省告示第33号）	平成24年1月30日 までに建築された住宅		

（区域指定・告示の詳細な内容については、各防衛事務所で縦覧できます。）

補助の対象となる空気調和機器

A

- 🏠 防音工事により設置され、工事完了の日から10年以上が経過（※）し、現にその機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器（冷暖房機（エアコン）、換気扇など）が機能復旧工事の対象となります。

ただし、機器が設置されている部屋を居室以外に改造したり、防音区画が保持されていない場合等は補助対象にはなりません。

※ 希望届の受付に制限を設けさせて頂いておりますので、詳細については当局HP等をご覧ください。

- 🏠 引き戸（襖、障子など）で仕切られた防音工事済の2室については、どちらかの換気扇1台のみが復旧工事の対象となります。

- 🏠 工事費などに要する費用の90%を補助金として交付します。（10%は自己負担となります。）

ただし、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定により支援給付を受けている者については100%を補助金として交付します。

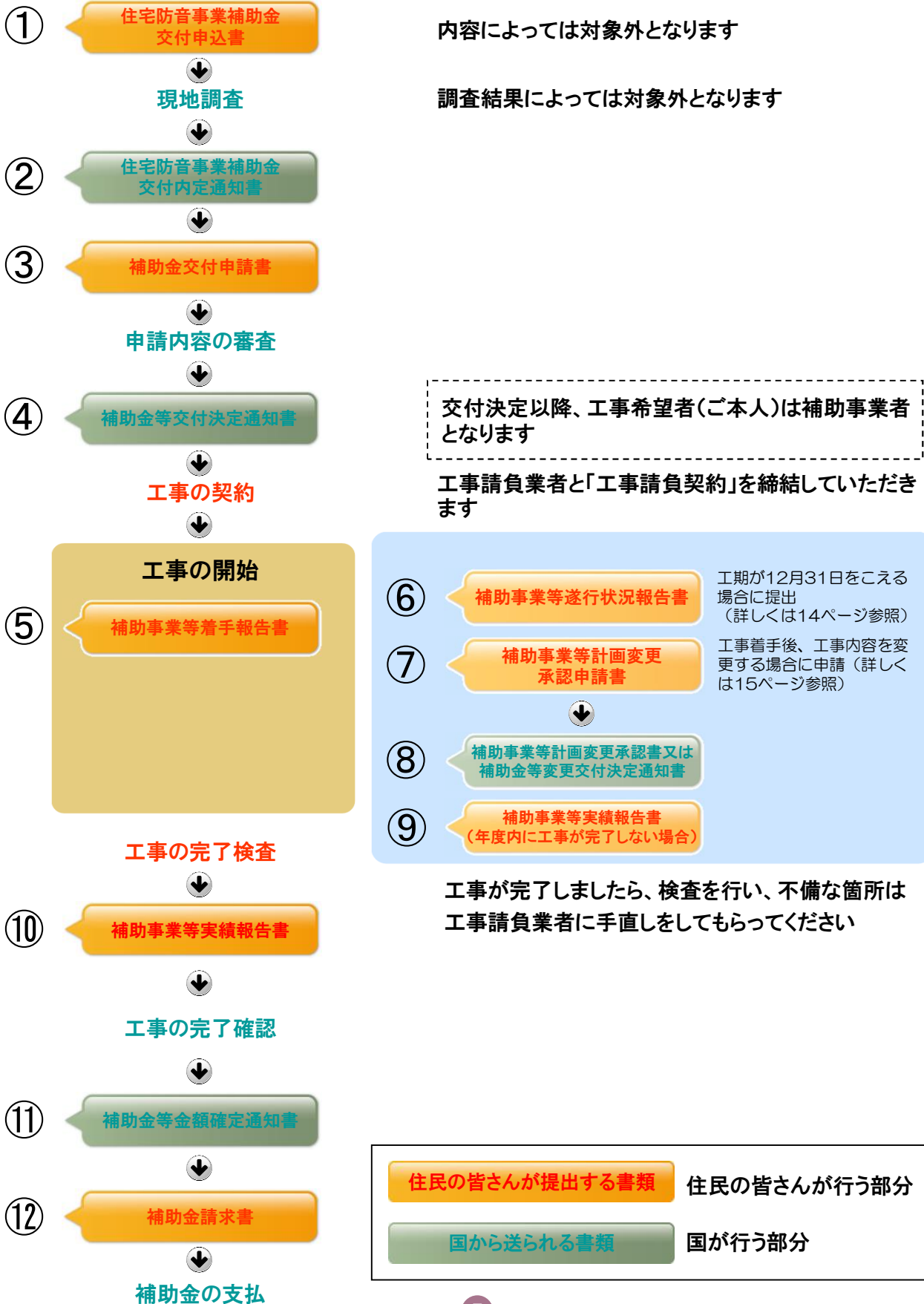
- 🏠 この補助金は標準的な工法や材料を基準としているため、ご本人の都合で空気調和機器をグレードアップするための費用は自己負担となります。

- 🏠 第一種区域の指定日以降に建て替えた住宅で防音工事を実施した場合は、当面、住宅の解体時点での所有者又は居住者が復旧工事を行うときのみ、補助の対象となります。

- 🏠 第一種区域の見直しにより、補助対象となる機器の台数が減ったり、対象となくなることがあります。（区域指定・告示の詳細な内容については、各防衛事務所で縦覧できます。）

B 事務手続について

住宅防音事業の事務手続の流れ



今後の事務手続については、以下の書類の提出・受領をしていただくこととなります。また、令和3年度からは、工事希望者からの希望があれば、事務手続の一部について、電子メールでやり取りをすることが可能となりましたので、希望する場合は、交付申込書の提出前に国又は国から委託を受けた者に申し出てください。電子メールでの事務手続については、各種書類に必要事項を記入した後、自らがPDF形式に変換した上で電子メールにより送付していただく必要がありますので、書類をPDF化できる設備（スキャナー等）が必要となります。

なお、事務手続きが終わる都度、右端の完了欄のところにチェックを入れて、手続きの進行状況の確認にご使用ください。

	書類名	皆様方が作成する文書	国から送付	完了
①	住宅防音事業補助金交付申込書			☐
②	住宅防音事業補助金交付内定通知書			☐
③	補助金交付申請書			☐
④	補助金等交付決定通知書			☐
⑤	補助事業等着手報告書			☐
⑥	補助事業等遂行状況報告書			☐
⑦	補助事業等計画変更承認申請書			☐
⑧	補助事業等計画変更承認書又は 補助金等変更交付決定通知書			☐
⑨	補助事業等実績報告書 (年度内に工事が完了しない場合)			☐
⑩	補助事業等実績報告書 (工事が完了した場合)			☐
⑪	補助金等金額確定通知書			☐
⑫	補助金請求書			☐

⑥、⑦、⑧、⑨については、事情により工事が予定どおり完了しなかった場合などに実施していただくものです。

1 交付申込書

補助金の交付の申込みは、補助金の交付の対象として適正であるかどうかにつき審査するため、住宅の居住状況や建築年月日が分かる事項を「住宅防音事業補助金交付申込書」（参考資料－４ページ）に記入して頂き、また、証明書類を添付して提出していただきます。

参考資料－１～１２ページ参照

記入上の注意

工事希望者について

原則として住宅の所有者が工事希望者となります。ただし、借家人が防音工事の実施について所有者の承諾を得た場合は、居住者が工事希望者となることができます。

記入などについて

- 申込書は、黒のボールペンで記入してください。
- 工事希望者の氏名は、公的書類（登記事項証明書等）の字体で記入してください。（「齋」を「斎」など簡略化しないでください。）
- 日中、留守にしていることが多い方は、日中の連絡先（勤務先、携帯電話の電話番号など）を申込書の住所、氏名欄の余白に記入してください。

申込書の提出に係る委任について

都合により工事希望者（本人）が申込手続きを行えない場合には、他の方に委任することができます。その場合には、「委任状」を作成し、関係書類と併せて提出してください。

必要書類（添付書類） 参考資料－３～９ページ参照

 登記事項証明書又は家屋所在証明書

 運転免許証等※の写し（現地調査時等に運転免許証等により本人確認をする場合は添付不要）

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、健康保険の資格確認書、在留カード、特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、工事希望者その他の所有者等が本人であることを確認するに足りるもの

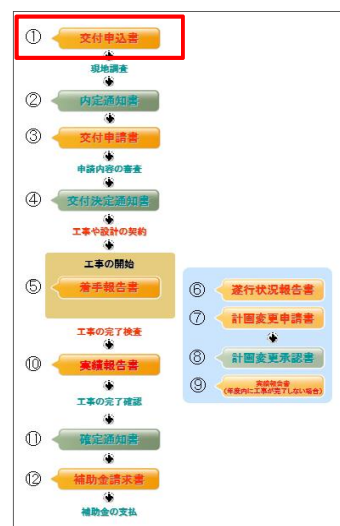
（注）個人番号又は被保険者等記号・番号等が記載された書類については、当該記載に黒塗り等を行い、判別不可能な状態にして添付してください。

 住宅見取図

 稼動状況一覧表

 工事数量見積書

 電気工事数量見積書



必要に応じて提出する書類 参考資料－１０～１２ページ参照

-  証明書（生活保護世帯等）
-  住宅の建て替え状況
-  住宅防音工事承諾書（住宅の共有者又は相続権者がいる場合に必要）

留意事項

防音工事済住宅の解体などについて

防音工事を実施した住宅や住宅防音工事により設置した空気調和機器については、防音工事完了後においても善良な管理をしていただくこととなります。

防音工事完了後、下記に示す処分制限期間内に解体や住宅以外で使用する場合は、地方防衛局長の承認が必要となります。

その際、場合によっては、補助金相当額を返納していただくこととなる場合がありますので、あらかじめ当局にお問い合わせください。

なお、借家人が補助事業者として住宅防音工事を実施した場合は、引っ越しをする際、住宅防音工事に係る一切の義務を、建物所有者に継承する手続きを行ってください。

住 宅	
構 造	処分制限期間
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	47年
ブロック造	38年
金属造（骨格材の肉厚が4mmを超えるものに限る）	34年
金属造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のものに限る）	27年
金属造（骨格材の肉厚が3mm以下のものに限る）	19年
木造又は合成樹脂造	22年
木骨モルタル造	20年

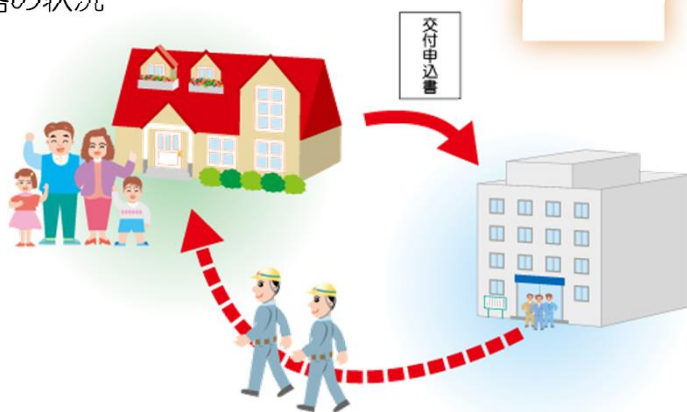
空気調和機器	
機 器	処分制限期間
冷暖房機（エアコン）・換気扇など	6年

2 現地調査

住宅防音事業補助金交付申込書を国に提出されますと、国は申込内容の確認審査を行った後に各世帯ごとに現地調査を行います。

確認内容

- ア 復旧工事を希望する空気調和機器の状況
- イ 必要な工事内容や数量の確認
- ウ 生活実態及び居住状況
- エ 防音工事を行う住宅に現に居住している方の転居予定
- オ 売却・建替・転居などの予定
- カ 防音工事の実績
- キ 工事希望者などの本人確認
(申込書提出時に運転免許証等の写しを添付せず本人確認を行う場合)



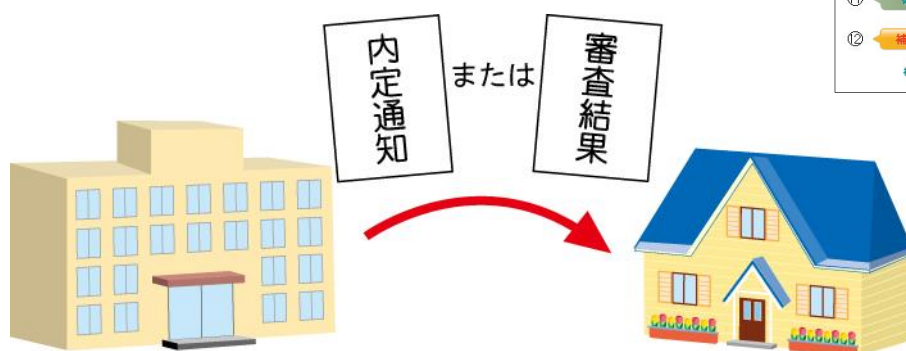
留意事項

現地調査の実施時期は、交付申込書を国に提出していただいた後に、国又は国から委託を受けた者から連絡があります。

3 内定通知書

現地調査を実施した後、補助金を交付することに内定した場合は、「住宅防音事業補助金交付内定通知書」を通知します。
なお、補助金を交付することが認められない場合には、「交付申込書の審査結果等について（通知）」によりその理由などを通知しますので、ご不明な点がございましたら、当局（パンフレット裏面に記載）までお問い合わせください。

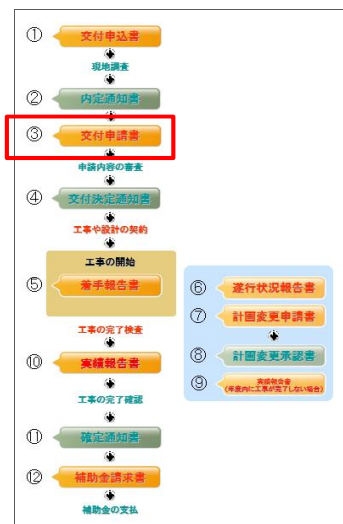
参考資料－１３・１４ページ参照



4 交付申請書

補助金の交付を申請する場合は、補助事業等の目的や内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した「補助金交付申請書」を提出していただきます。

参考資料－15・16ページ参照



留意事項

- 借家などの場合は、原則として住宅の所有者の方が申請者になっていただくことになります。
- 審査の結果、補助金の交付の対象として認められないこととなる場合があることを、あらかじめご承知おきください。
- 国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入してください。

補助対象経費について

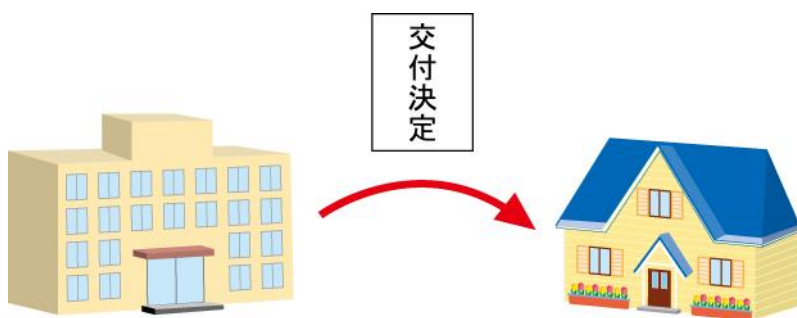
補助金の交付の対象とする経費は「工事費」です。

MEMO

5 交付決定通知書

皆様方から補助金交付申請書の提出を受け、補助事業等の目的や内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかなどを審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、「補助金等交付決定通知書」を通知します。

参考資料－１７ページ参照



6 工事の契約

防音工事は国民の皆様からの税金で行われていますので公正に契約金額を決定していただく必要があります。

このため防音工事の契約は、以下の内容をご確認の上、諸手続を行ってください。

補助金交付の条件（契約関係）

☑ 補助金等交付決定通知書において、以下の条件が課せられます。

- ① 請負契約の締結に際しては、公正に契約金額を決定しなければならない。
- ② 請負契約の締結に際しては、請負業者が、契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない旨を明記した契約書を作成しなければならない。

契約金額の決定など

- ☑ 公正に契約金額を決定するため、以下の事項を厳守してください。
 - ◇ 工事請負契約は、交付決定額を提示せずに、見積書を徴取した上で、契約を締結してください。この契約は、共同住宅（いわゆる2世帯住宅を除く。）等で複数世帯を同一発注者が同一時期に同一業者と契約する場合、できる限り複数世帯分を一括して契約してください。
 - ◇ なお、工事請負契約は、共同住宅（いわゆる2世帯住宅を除く。）で複数世帯を同一時期に発注する場合は、原則として競争入札や複数の工事請負者から見積書を徴取した上で契約を行ってください。
 - ◇ 徴取した見積書などについては、防音工事が交付決定の内容やこれに附した条件に適合するかなどを確認するために必要となるので、大切に保管してください。

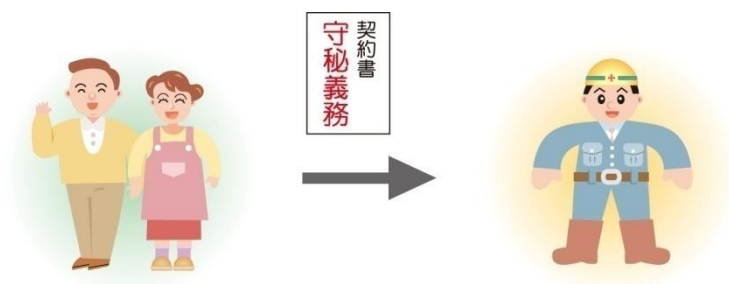
※手順については次ページ参照

守秘義務等について

- ☑ 契約書には、守秘義務に係る事項を盛り込んでください。
- ☑ 具体的には以下の例に沿った内容が、契約書又は契約書の特約条項に記述があることを確認し、契約を締結してください。

第〇条 乙は、この契約の履行に関して知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は、第〇条の業務を行う上で得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

第〇条 乙は、この契約の履行により取得した個人情報を当該業務を実施するための目的以外に使用しないものとする。



契約手続の実施手順、方法

- ① 補助事業者が自ら、工事業者へ連絡をし、見積書の取付けを行ってください。



- ② 補助事業者が自ら見積書を取り付けた後、選定結果報告書を作成し、同報告書及び見積書（写し）を国に提出してください。



- ③ 補助事業者は自ら取付けた見積書の内、原則として交付決定通知書に記載されている工事費を超えない見積書の工事業者と契約をしてください。

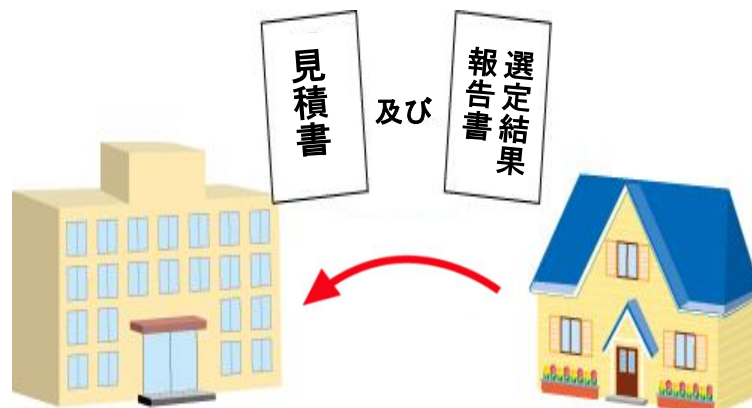


- ④ 取付けた見積書は、工事が交付決定の内容やこれに附した条件に適合するかなどを確認するために必要となるので補助事業者により大切に保管してください。

6

留意事項

- 11ページの「補助金交付の条件（契約関係）」、12ページの「契約金額の決定など」及び「守秘義務等について」をご確認の上、金額等を公正に決定してください。
- 住宅防音工事は、皆様方ご本人が国に補助金を申請し、補助事業者となって工事請負業者を選定し、契約して工事を実施する事業です。
- 工事を途中で中止する場合、それまでにかかった工事費などの費用は、皆様方ご本人の負担となる場合がありますので、十分にご注意下さい。（国からお支払いできません）



7 着手報告書

工事に着手した場合は工事に係る契約状況や着手した年月日を記載した着手報告書を提出していただきます。

参考資料－18ページ参照

留意事項

-  着手報告書の提出は、工事の着手後7日以内に提出してください。
-  ただし、工事の着手後7日以内に工事が完了する場合は、着手報告書を提出する必要はありません。
-  国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入してください。



8 遂行状況報告書

工事に着手した後に工期が12月31日をこえる場合は、12月31日時点の出来高や進捗率などを記載した遂行状況報告書を提出していただきます。

なお工事の着手後3ヶ月以内に工事が完了する場合や、工事の着手後1ヶ月以内に12月31日になる場合は、遂行状況報告書を提出する必要はありません。

参考資料－19ページ参照

留意事項

-  遂行状況報告書の提出は、工事の着手後12月31日現在の遂行状況を翌年1月14日までに提出してください。
-  国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入してください。

9 計画変更申請書

工事に着手した後に、以下の変更がある場合は、計画変更承認申請書を提出していただきます。

- 工事の完了予定期日を1月以上延期する場合
- 工事の完了予定期日を4月1日以降まで延期する場合
- 工事費（工事雑費を除く。）を工事雑費へ流用する場合
- 空気調和機器の品目、規格、型式又は数量を変更する場合
- 音響の防止の効果を軽減するおそれのある工法又は材料に変更する場合

参考資料－20ページ参照



必要書類(添付書類)

 理由書



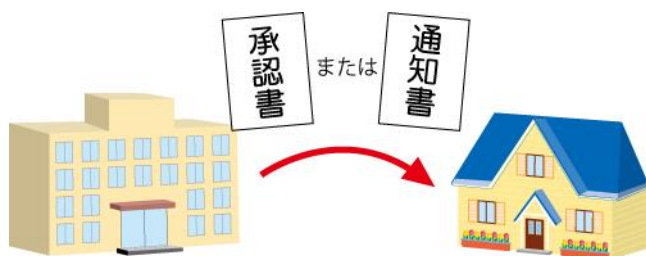
留意事項

-  変更がある場合は、まず、国又は国から委託を受けた者に連絡してください。
-  国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入してください。

10 計画変更承認書

皆様方から計画変更承認申請書の提出を受け、理由や内容が適正であるかなどを審査し、「補助事業等計画変更承認書」又は「補助金等変更交付決定通知書」を通知します。

参考資料－21・22ページ参照



11 工事の完了

工事が完了しましたら、機器が正常に稼働することを皆様方で検査をしていただきます。

検査をしていただいた後に、国は交付決定の内容どおりに工事がなされているかを現地又は工事写真などで確認します。

留意事項

-  皆様方による検査や国の確認により不備な箇所が認められたときは、工事請負業者に手直しを行ってもらってください。
-  冷暖房機は特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象機器ですので、法律に基づき工事請負業者に確実に処分させて下さい。



12 実績報告書

工事が完了した場合

工事の完了が確認できましたら、「補助事業等実績報告書」を国に提出していただきます。

参考資料－23・24ページ参照



留意事項

-  国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入してください。

年度内に工事が完了しない場合

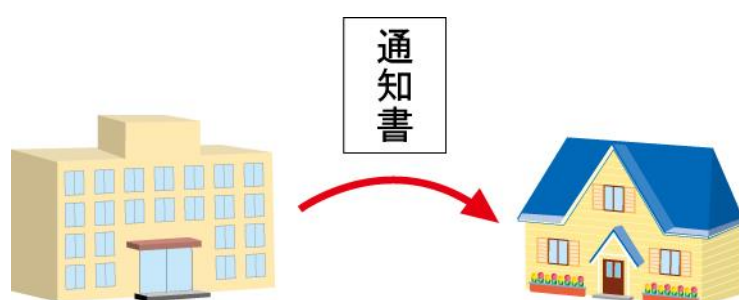
交付決定が行われた会計年度内（4月1日～翌年3月31日）に工事が完了しない場合は「補助事業等実績報告書」を国に提出していただきます。

参考資料－25・26ページ参照

13 確定通知書

皆様方から実績報告書の提出を受け、補助事業等の目的や内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかなどを審査し、交付決定の内容とおりであると認めたときは、「補助金等金額確定通知書」を通知します。

参考資料－２７ページ参照



14 補助金の請求・支払

工事が完了しましたら、国に対し補助金の請求をしていただきます。

皆様方は、国に対する請求や工事請負業者への支払を国が指定する者に委任していただきます。その後、国が指定する者から工事請負業者へ補助金の支払いを行います。

なお、場合によっては国に直接請求していただくこともあります。

自己負担となる費用は、皆様方から工事請負業者へ直接お支払い下さい。



MEMO



住宅防音工事の相談窓口となる国の機関



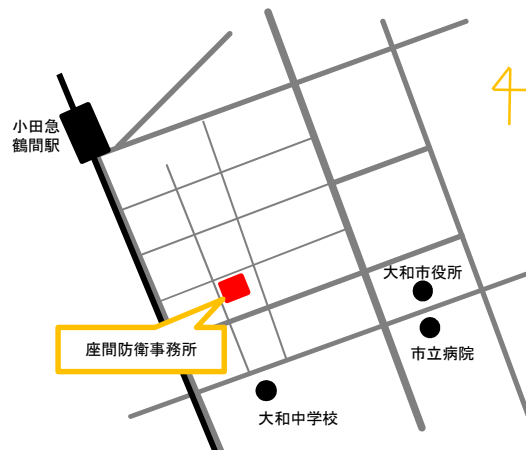
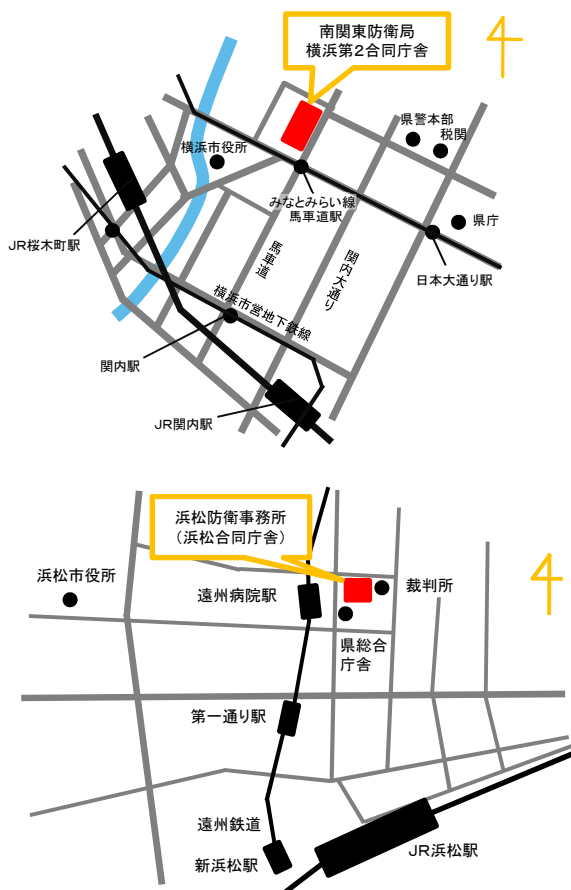
対象飛行場

厚木飛行場

浜松飛行場

《お問い合わせ先》

- 南関東防衛局 企画部 住宅防音第2課
〒231-0003
神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎
TEL.045-211-7113
URL : <https://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/>
- 座間防衛事務所（厚木飛行場）
〒242-0004
神奈川県大和市鶴間1-13-2
TEL.046-261-4332
- 浜松防衛事務所（浜松飛行場）
〒430-0929
静岡県浜松市中央区中央1-12-4 浜松合同庁舎
TEL.053-453-8958



令和6年12月現在